

# 平成 27 年度 第 1 回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成 27 年 10 月 19 日（月）9 時 30 分 市長公室
出席委員の 氏名及び職業	委員長 山下 勇一（埼玉大学 経済学部教授） 委員 尾崎 晴男（東洋大学 総合情報学部教授） 委員 平岡 直也（あおい総合法律事務所 弁護士）
事務局等職員の 氏名及び職名	総合政策部長 島田臣己 契約検査課長 本多忠嗣 主任 濱野伸秀 安心安全課課長 岡義朗 副課長 大橋秀樹 交通・管理課 主査 江口総介 管財課 主任技師 渡部登紀子 水道課 主任 嶋田和朗 地域文化振興課 主任 鈴木健一 道路治水課 主任技師 鈴木正明 まちづくり推進課 主査 佐々木和久 道路治水課 主査 西條正章
会議次第	1 開会（契約検査課長） 2 委員長あいさつ（山下委員長） 3 議事（進行＝山下委員長） （1）報告事項 ①入札制度改正について ②建設工事等に関する入札及び契約状況について ③入札参加停止情報について （2）審議案件 ①【個別諮問分】建設工事案件に係る審議（一般競争入札）1 件 ②建設工事案件に係る審議（一般競争入札）5 件 ③建設工事案件に係る審議（随意契約）1 件 ④建設関連業務案件に係る審議（指名競争入札）2 件 ⑤建設関連業務案件に係る審議（随意契約）1 件 （3）委員による協議 （4）審議結果講評 （5）その他 4 閉会（契約検査課長）

## 議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
(1) 報告事項（事務局から説明） ①入札制度改正について  ②建設工事等に関する入札及び契約状況について ③入札参加停止情報について	<b>事務局</b> ：平成 27 年度制度改正資料に基づき説明を行った。  <b>事務局</b> ：資料 1～7 に基づき説明を行った。 <b>事務局</b> ：資料 8 に基づき説明を行った。

(2) 審議案件（事務局・担当課から説明）

【個別諮問】建設工事案件に係る審議（一般競争入札）1件、平成26年度下期執行入札及び随意契約より9件合計10件抽出。

【案件抽出委員】：選定理由は、契約額を勘案し工種ごとに選定している。また、今回は再告示の案件が多かったのも勘案した。業務のほうも指名と随意で契約金額を勘案し業務ごとに選定した。

① 【個別諮問】建設工事案件に係る審議（一般競争入札）1件

1 富士見市防災行政無線デジタル化工事（同報系）

【委員】：1回目の工事名と2回目の工事名が違うのはなぜか。

【委員】：1回目の入札と2回目の入札で仕様を変更したのはどこか。

【委員】：もともとの仕様が悪くなかったということなのか。なぜ変えなければいけないのか。

【委員】：設計額の変更はしたのか。

【委員】：1回目の入札でも200W以上にしたかったが金額があわず断念し、2回目の入札では金額を変えていないということか。

【委員長】：アンプもワット数を高くして、バッテリーも長時間対応できるようになったのに設計金額は安くなっているという事なのか。

【委員】：一度入札を行うと何か変えないといけないのか。

【事務局】：資料「様式第6号その1」に基づき案件の説明を行った。

【事務局】：1回目の入札と2回目の入札では入札参加資格の条件は全く同じ条件で入札を行っているので設計内容を変更している。そのため、同一の案件ではないことを明確にするため件名を変えている。

【担当課】：防災行政無線の120Wタイプの箇所を今回の仕様では200W以上に仕様の変更を行っている。また、バッテリーの容量が当初の仕様では72時間稼働であったものを、100時間以上稼働に変更している。

【担当課】：当初の仕様に入らなかったのは、検討はしていたが、予算的な対応で断念した。再入札の仕様の変更にあたり、全体的に見直しを行い当初の仕様書に明記されなかった部分も必要な機能だと設計会社から提案があり、市として有効なものであると判断し仕様の変更を行った。

【担当課】：取替予定の柱を既存の柱を利用することにより減額となっている。

【担当課】：1回目の入札結果を踏まえ、標準で200W以上のアンプを製造している会社もあることから、柱以外の額の変更はしなくてもいいだろうと設計会社から提案があり、市としてもそれを受け入れ入札を行った。

【事務局】：一度入札を行っているので、再度入札を行うには設計書を変えなければいけないということが前提にあり、なにをやりたいか全体的に見直しを行い、1本の支柱の交換を止め、バッテリーの容量を増やし、120Wだと将来住民から聞こえないとなった時に対応できるように200W以上に仕様書の変更を行った。

【事務局】：第1回目の入札の内容は、すでに公表済みとなっていることから設計内容を変える必要があつ

**委員**：入札参加者から質疑があったとのことだが、質疑回答は、どこに載せるのか。

**委員**：今回の仕様で製造できる事業者は何社あるのか。

**委員長**：今回はほとんどの事業者が最低制限価格で入札をしてきているがどうしてなのか。

**委員**：最低制限価格の設定に工夫の必要性はないのか。

**委員長**：総合評価方式が必ずしも良いとは思わないが、総合評価方式を採用することは検討しなかったのか。

**委員長**：この案件については、妥当ということで審議を終了する。

## ② 建設工事案件に係る審議(一般競争入札)5件

### 1 市役所前バス停留所整備工事

**委員**：入札参加申請時3社だが、この入札参加資格について要件を満たしている業者は何社なのか。

**委員**：入札参加停止となった事業者と契約しているが、入札参加停止というのは、いつから始まるのか。

**委員長**：この案件については、妥当ということで審議を終了する。

### 2 【再告示】市立水谷第2集会所増築・改修工事

**委員**：最初の入札で2社の失格についてはどうやって通知するのか。

**委員**：再度の告示は、設計条件を変えずに、参加

た。

**事務局**：電子入札システムに載せており、建設業者で入札参加登録のある事業者であれば閲覧できる。

質疑に対して、「仕様書のとおり」といった回答は丁寧さに欠け反省している。仕様書の質疑に対する反省点を踏まえ、回答を丁寧にという事で早速行っている。内部的にも各部長のチェックを経て公表をするということにした。

**担当課**：防災行政無線の同報系を扱っているメーカーは8社あるが、設計会社が調べたところそのうち6社からできると回答を得ている。

**事務局**：国の基準に基づいて算出しており、直接工事費の95%、現場管理費の90%、共通仮設費の80%、一般管理費の55%といった計算式に基づいて算出し、その結果が予定価格の90%を超えた場合には90%というルールがあるのでほとんどの事業者が90%と類推し入札したと思われる。

**事務局長**：最低制限価格の設定は、国の基準に基づいている。これまでも2・3社によるくじは時々あるが、それは制度の中での許容範囲と考えるが、今後、設計金額の公表時期(事後公表)について検討する。

**事務局**：総合評価方式は、その評価項目について第三者機関の意見を伺う必要があり、年に1件程度、発注までに余裕のある案件を対象としており、早期に契約を行う案件については対象としていない。

**事務局**：資料「様式第6号その1」に基づき案件の説明を行った。

**事務局**：富士見市内の事業者は22社、ふじみ野市、三芳町の事業者が8社の合計30社。

**事務局**：決裁日から停止期間が始まるが、今回の案件については入札参加停止となる前に契約締結している。

**事務局**：資料「様式第6号その1」に基づき案件の説明を行った。

**事務局**：システム上で最低制限価格を下回った場合には、失格と表示される。

**事務局**：そのとおり。

条件を拡大したのか。

**委員長**：くじはどういった方法で行うのか。

**委員長**：そのくじのシステムはどこで作ったのか。  
その説明はあるのか。

**委員長**：この案件については、妥当ということで  
審議を終了する。

### 3 舗装本復旧工事 (R5101 外) 工事 (第1工区)

**委員**：入札告示が11月18日で、設計単価はいつ  
の時点なのか。

**委員**：それは、どういう立場での参照できるもの  
を使っているのか。

**委員**：普通に計算すれば同じような設計金額にな  
りそうかどうか。

**委員**：この復旧工事は何のための復旧工事なのか。

**委員長**：この案件については、妥当ということで  
審議を終了する。

### 4 市民文化会館キラリふじみ舞台音響調整卓の更 新工事

**委員長**：設計はどのように行ったのか。

**委員長**：既製品ではないのか。

**委員長**：近いうちに建物の工事の予定はないのか。  
予定があるならば音響等の配線が無駄になると思  
うが。

**委員長**：この案件については、妥当ということで  
審議を終了する。

### 5 【再告示】道路修繕工事 (その8)

**委員長**：先ほどの案件3の舗装本復旧とこちらの  
道路修繕工事では1m当たりの単価が高額となる

**事務局**：くじになった場合には、システム上で対象  
業者を選択し、落札候補者を決定している。

**事務局**：埼玉県システムによる。県内の電子入札  
システムを導入している自治体はすべて同じ。説明  
は埼玉県のホームページに載っている。

**事務局**：資料「様式第6号その1」に基づき案件の  
説明を行った。

**担当課**：着工の決裁を受けた10月時点の単価として  
いる。

**事務局**：県の単価表を使用しており、県のホームペ  
ージに載っている。

**事務局**：標準単価は県が公表しているのだからわか  
ると思うが、独自に見積りを取っているものや、この工  
種に何人必要かというところまでは公表していない  
ので、そのあたりでずれてくるのかと思う。

**担当課**：古い水道管の取り替えを1年前に行い、取  
り替えのために掘削した部分について仮の舗装状態  
であったことから本復旧工事を行った。

**事務局**：資料「様式第6号その1」に基づき案件の  
説明を行った。

**担当課**：キラリふじみの舞台は特殊なものであり、  
専門のスタッフとどのような改修が望ましいか事前  
にヒアリングを行い設計している。

**担当者**：音響卓は既製品であるが、周辺機器は施設  
の状況に合わせて選定を行っている。

**担当者**：13年経過しているため、ある程度全体的な  
改修も検討している。

**事務局**：今回の工事は、調整卓が壊れてしまい工事  
を行うが、施設全体の修繕となると相当の金額がか  
かるので優先順位を決めて行っていく。

**事務局**：資料「様式第6号その1」に基づき案件の  
説明を行った。

**事務局**：舗装本復旧は、舗装部分のみの工事となり、  
この道路修繕工事は、浸透トレンチなどの工事が含

が、違いはなにか。配水管とか埋めているのか。

**委員長**：舗装は傷んでいたのか。

**委員長**：この案件については、妥当ということで審議を終了する。

## ②建設工事案件に係る審議(随意契約)1件

### 1 【再告示】仮称水子ひばり台2号橋改修工事

**委員長**：工事の間、橋は通れない状態なのか。

**委員長**：今回の改修工事は、どうして架け替える必要があるのか。

**委員**：建設工事はこれまでの経過を見ていくと、入札が少なくて中止になったり、そういうことが多いと思うが、それは抽出案件だけなのか、何か傾向があるのか、傾向があるのなら理由と対策は考えているのか。

**委員長**：この案件については、妥当ということで審議を終了する。

## ③ 建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札)2件

### 1 (再指名) (仮称) 鶴瀬駅西口第2公園基本設計業務委託

**委員**：5社そろって辞退の理由は分るのか。

**委員長**：基本設計という業務名だが、これは設計後すぐに工事に入れるのか。

**委員長**：この案件については、妥当ということで審議を終了する。

### 2 街路樹維持管理業務委託 (その5)

まれているので、単価は高くなる。

**担当課**：構造物の下に管を入れ、砂利の層を入れて、その上に構造物を載せています。道路の両サイドにそういった構造物を設置している。

**担当課**：舗装に関しては大きな水溜まりができており、傷んだ舗装の修繕と合わせて、排水機能を確保した。

**事務局**：資料「様式第6号その3」に基づき案件の説明を行った。

**担当課**：この場所については、橋が2本架かっており、片方ずつ通しながら工事を行うので通行可能である。架け替えている橋については、工事期間中通行できない。

**担当課**：修繕計画で点検を平成25年度に実施し、市内の橋の中で優先度の高い橋から、架け替え、耐震補強、修繕を行っている。

**事務局**：昨年度については、「ららぽーと」の開業に合わせ、多くの道路整備工事を発注しており、中止件数が増加した。対策として工事については、現場代理人を必ず置かなければいけない決まりがあり、金額によっては2件まで兼務可能としていたが、今年からは、市内業者に限り3件まで兼務可能とした。

**事務局**：資料「様式第6号その2」に基づき案件の説明を行った。

**事務局**：5社すべて辞退は想定外で、理由としては、全国的に建設コンサルタント、建設工事も含めて発注がかなり多く、各社手一杯な状態であったと考えられる。

**担当課**：公園を造るときに地域住民とワークショップという事で、どういった公園を造ろうか話し合いを行い、その意見を集約して翌年度に実施設計を行い、さらに翌年に工事を行う流れになっている。

<p><b>委員</b>：入札参加資格の登録のある業者は何社なのか。</p> <p><b>委員長</b>：基本的に樹木の選定の計画は年1回が原則なのか。</p> <p><b>委員長</b>：この案件については、妥当ということで審議を終了する。</p> <p>3 送水管布設設計内容変更業務委託</p> <p><b>委員</b>：今回の業務の内容は、前回の設計の内容の一部なのか。そのため随意契約ということなのか。</p> <p><b>委員長</b>：当初の設計ではそれは分らなかったのか。</p> <p><b>委員長</b>：この案件については、妥当ということで審議を終了する。</p> <p>(3) 委員による協議</p> <p>(4) 審議結果講評 審議案件についての入札手続きは承認。 (意見については、委員会意見の項目に記載)</p> <p>(5) その他</p>	<p><b>事務局</b>：資料「様式第6号その2」に基づき案件の説明を行った。</p> <p><b>事務局</b>：富士見市内の本支店事業者は5者。市外事業者を含めると複数者いる。</p> <p><b>担当課</b>：街路樹の高木については年1回が原則となる。</p> <p><b>事務局</b>：資料「様式第6号その3」に基づき案件の説明を行った。</p> <p><b>担当課</b>：「ららぽーと」の脇にバイパスがあり、そのバイパスを横断する工事を既設管の中に管を入れる工法で施工したが、途中で管の曲りがきつくて通らない不具合が生じたことから、当初設計をした業者に設計を発注した。</p> <p><b>担当課</b>：当初の調査では分からなかった。</p>
--	---

<p>委員会意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一過性の要因が強いかもしれないが、入札参加者が少ない。</li> <li>◆技術力の必要な案件については、総合評価方式を採用できるのか勘案したほうが良いのではないか。</li> <li>◆質疑に対する回答は、誤解が生じることのないように丁寧に回答することが必要。</li> </ul>
--------------	--